

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)								単位 Unit		
番号 H.S. code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	I	II
01.01		馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。)																
0101.10		純粋種の繁殖用のもの																
	110	1 馬 (1)サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬(以下この項において「軽種馬」という。)以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO
	121	(2)その他のもの A 軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO
	122	B その他のもの	4,000,000 円/頭		3,400,000 円/頭		無税											NO
0101.90	200	2 ろ馬、ら馬及びヒニー	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO
		その他のもの																
	110	1 馬 (1)軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO
	121	(2)その他のもの A 軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO
	122	B その他のもの	4,000,000 円/頭		3,400,000 円/頭		無税											NO
	200	2 ろ馬、ら馬及びヒニー	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO
01.02		牛(生きているものに限る。)																
0102.10	000	純粋種の繁殖用のもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO
0102.90		その他のもの																
	010	1 水牛	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO
		2 その他のもの																
	092	(1)1頭の重量が300キログラム以下のもの	45,000円/ 頭		38,250円/ 頭		無税											NO
	099	(2)その他のもの	75,000円/ 頭		63,750円/ 頭		無税											NO
01.03		豚(生きているものに限る。)																
0103.10	000	純粋種の繁殖用のもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO
		その他のもの																
0103.91	000	1頭の重量が50キログラム未満のもの	10%		8.5%		無税								8.5%			NO
0103.92		1頭の重量が50キログラム以上のもの	(10%)				無税											
	011	*[1]1頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格(生きている豚に係る基準輸入価格(関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第1項第1号に定める価格をいう。以下この項において同じ。))から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*[1]に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下のもの		19,508円/ 頭	(19,508円/ 頭)													NO
	012	*[2]1頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格を超え、生きている豚に係る分岐点価格(生きている豚に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*[3]に定める率(例えば、9.8%の場合は0.098)に1を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下のもの		1頭につき、生きている豚に係る基準輸入価格と課税価格との差額	(19,508円/ 頭)													NO
	020	*[3]1頭の課税価格が生きている豚に係る分岐点価格を超えるもの		8.5%	(8.5%)													NO
01.04		羊及びやぎ(生きているものに限る。)						無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		
0104.10	000	羊	無税		(無税)													NO
0104.20	000	やぎ	無税		(無税)													NO
01.05		家きん(鶏(ガウルス・ドメスティクス)、あひる、がちょう、七面鳥及びぼろぼろ鳥で、生きているものに限る。)						無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		
		1羽の重量が185グラム以下のもの																
0105.11	000	鶏(ガウルス・ドメスティクス)	無税		(無税)													NO
0105.12	000	七面鳥	無税		(無税)													NO
0105.19	000	その他のもの	無税		(無税)													NO
		その他のもの																
0105.94	000	鶏(ガウルス・ドメスティクス)	無税		(無税)													NO
0105.99	000	その他のもの	無税		(無税)													NO
01.06		その他の動物(生きているものに限る。)						無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		
		哺乳類																
0106.11	000	霊長類	無税		(無税)												NO	
0106.12	000	くじら目及び海牛目	無税		(無税)												NO	KG
0106.19		その他のもの	無税		(無税)													
		― 食肉目																
	012	― フェレット															NO	KG
	019	― その他のもの															NO	KG
	020	― うさぎ目															NO	KG
	030	― 翼手目															NO	KG
		― 齧歯目																
	041	― ハムスター															NO	KG
	042	― モルモット															NO	KG
	044	― チンチラ															NO	KG
	045	― リズ															NO	KG
	046	― ラット															NO	KG
	047	― マウス															NO	KG
	049	― その他のもの															NO	KG
	090	― その他のもの															NO	KG
0106.20		爬虫類	無税		(無税)													
		― かめ目															NO	KG
	020	― ワニ目															NO	KG
		― 有鱗目																
	031	― トカゲ亜目															NO	KG
	039	― その他のもの															NO	KG
	090	― その他のもの															NO	KG
		鳥類																
0106.31	000	猛禽類	無税		(無税)												NO	KG
0106.32	000	おうむ目	無税		(無税)												NO	KG
0106.39		その他のもの	無税		(無税)													
	010	― はと目															NO	KG
	090	― その他のもの															NO	KG
0106.90		その他のもの	無税		(無税)													
		― 両生類																
	011	― 無尾目															NO	KG
	012	― 有尾目															NO	KG
	019	― その他のもの															NO	KG
	020	― 昆虫類															NO	KG
	090	― その他のもの															NO	KG